

**京都府水洗化総合計画2010（中間案）に対する
パブリックコメントの要旨・計画における考え方**

〔募 集 期 間：平成22年3月23日から4月23日までの1ヶ月間〕
〔いただいた意見：35名、68件（重複意見含む）〕

●浄化槽の個人負担の軽減、費用負担の公平性等について

(意見)

- ・浄化槽の維持管理費について、個人設置型の個人負担の軽減には、維持管理費に対する補助金が有効。

- ◆ 汚水処理に係る費用は、公費と私費（個人が負担するべき費用）の区分で構成されます。
- ◆ 浄化槽建設費は、設置時に比較的大きな負担が個人に必要となることから、普及促進のため、国や地方公共団体は補助制度を設け、必要な支援をこれまでから実施してきています。
- ◆ 維持管理費については、受益者負担（使用者負担）の原則に基づき、個人が負担することとなります。（府内の4市では、公共用水域の水質汚濁防止などの観点から独自に補助制度を設けている事例あり。）
- ◆ 今後、個人負担軽減につながる市町村設置型の推進など、行政支援のあり方については、検討していくこととしています。

(意見)

- ・下水道利用者と浄化槽利用者の個人負担額を平等にすべき。負担額が異なるのは不平等。
- ・料金が一律でないのは、公共の福祉に反する。
- ・各市町で料金が異なることは理解。しかし同じ市民であれば、下水道、農排、浄化槽は同一料金としていただきたい。

- ◆ 公共用水域の状況、汚水処理に係るコスト、地方公共団体の財政状況等は、地域によって異なり、使用料は地方自治体が諸状況を考慮し、条例で設定するものであり、差異が生じることについてはご理解下さい。
- ◆ なお、下水道事業等の経費は、「生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の公的役割」と「生活環境の改善の一つとしてのトイレの水洗化等の私的役割」という基本的性格に応じて、国、地方公共団体、使用者等がそれぞれ費用を負担しています。

(意見)

- ・環境省では単独浄化槽から合併浄化槽への転換が推進され、補助制度もある。
京都府においても本計画として合併浄化槽への転換を積極的に推進いただきたい。
- ・くみ取り便所や単独浄化槽から市町村設置型への移行が難しいため、何らかのメリットを考えていく必要がある。

- ◆ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、本計画の見直しを契機として、市町村と連携し、更なる推進に努めていくこととします。なお、転換に際しては単独処理浄化槽の撤去費も補助対象工事に含まれる制度拡充が行われています。 (追記)
- ◆ 今後、市町村設置型の推進など、行政支援のあり方について検討していくこととします。

(意見)

- ・浄化槽の再整備に関する補助制度を確立されたい。

- ◆ 単独処理浄化槽については、前述のとおり合併処理浄化槽へ転換する場合には撤去費も補助対象となります。(再掲)
- ◆ 合併処理浄化槽については比較的近年に整備され、今後、更新が必要となっていくことから検討していくべき課題と認識しています。

(意見)

- ・水質検査の無料化。無料化は受検率の向上につながる。
- ・11条検査費用については個人負担となるため、補助金が出れば受検率が向上すると思われる。

- ◆ 清掃、保守点検、水質検査は適切な放流水質を確保するための必須の維持管理業務です。その負担については、受益者負担の原則に基づき管理者でご負担いただくこととなります。
- ◆ また、水質検査の受検率向上に係る取り組みは後述のとおりです。
- ◆ なお、市町村が管理主体となる市町村設置型浄化槽については、前述のとおり推進していくこととしております。(再掲)

(意見)

- ・市町村設置型を整備すべき。
- ・適正な維持管理のため、府として市町村設置型を推進すべき。
- ・浄化槽の管理は下水道や農集排同様、行政管理とすべき。

- ◆ 今後、市町村設置型の推進など、行政支援のあり方を検討していきます。(再掲)

●下水道経営の適正化と浄化槽への転換の推進

(意見)

- ・何故2048年度以降も赤字が続く自治体があるのか。
下水道料金を値上げしない限り問題は解決しないのか。
- ・使用料金で下水道施設の維持は出来ているのか。
- ・総務省は下水道料金適正化のため、料金を150円/m³以上の場合に交付税で補填することとしており、料金改定のない基準外繰入は税金の無駄遣いと危惧する。
- ・受益者負担の大原則に則った下水道料金の適正化が必要。
国や地方財政の健全化のためにも、住民間の不公平をなくし、適正な料金基準の設置を要望。

- ◆ 下水道事業の経費は、「生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の公的役割」と「生活環境の改善の一つとしてのトイレの水洗化等の私的役割」という下水道の基本的性格に応じて、国、地方公共団体、使用者等がそれぞれ費用を負担しております。(再掲)
- ◆ 下水道事業は、建設当初の段階で多額の投資が必要であり、その財源となる起債の償還期間と施設の耐用年数の違い等があること等により、事業の性格上、供用開始から当面の間は構造的に資金不足が生じる場合があります。
- ◆ 収支計画は、公費と私費の適切な費用負担区分を行うとともに、短期的な視点ではなく、耐用年数等を考慮した長期的な視点で見通しを検討しながら策定することとなりますので、単年度で見れば長期間赤字が継続することもあります。
- ◆ なお、中小市町村においては供用開始後、あまり時間を経ていない地方公共団体も多く、経営的に安定していない面（普及率や接続率が低いなど）もあり、さらに、人口規模が小さくなるに従って、相対的に支出（汚水処理原価）が大きくなる傾向にある一方、収入（下水道使用料単価）は相対的に小さくなる傾向があります。
- ◆ これらの点を考慮しながら、地方公共団体ごとに使用料単価等を決めて、下水道施設の維持等を行っています。

(意見)

- ・市町村財政の圧迫とならない施策で事業の進捗を図っていただきたい。
- ・莫大な費用がかかる下水道整備を見直していただきたい。
- ・北部のように集落が点在し、高齢化が進んでいる地域の下水道整備には疑問。何故、下水道を進めるのか。
- ・下水道会計の状況が悪く、地方財政を圧迫し、危機感を感じる。
- ・無駄な下水道事業は今すぐ止めて、浄化槽の設置による水洗化を促進すべき。
- ・浄化槽の方が恒久的に安価で早く水洗化が図られる。

- ◆ 今回の見直しは、原則として、ライフサイクルコスト（建設費と維持管理費の合計）が最

小となる効率的な手法を選定することとしています。

- ◆ ただし、市町村の財政・経営状況や水質環境改善効果、整備スピードなども考慮することとしたしました。
- ◆ これは、ライフサイクルコストに基づく経済比較において、集合処理が個別処理よりも有利であっても、市町村の財政状況等を踏まえた推定投資可能額を確定し、整備に多くの時間を要する場合は、当面浄化槽で整備していくこととした区域も設けたところです。

(意見)

- ・起債の償還期限の基準はないのか。今後、大規模な修繕が始まれば、更に建設費が膨れあがり、借金がなくならないのではないか。

- ◆ 下水道債の償還期限は、公庫資金では28年以内（うち5年間は利子のみを返済する据え置き期間）となっています。
- ◆ 大規模な更新に取り組むためには起債が重要な財源となります。この大規模更新については、適切な維持管理、修繕による施設の長寿命化も図りながら、起債償還計画も考慮して着手することとなります。

●浄化槽の維持管理体制の強化や市町村設置型の推進など維持管理の徹底

(意見)

- ・清掃・保守点検及び水質検査についての説明を地域ごとに再度実施すべき
- ・清掃も保守点検もしていない所をまず正すべき
- ・浄化槽の水質検査は、設置申請時点からしっかりと条件を課した許可制度を確立していただきたい。

- ◆ 維持管理に係る普及啓発について、平成18年度以降、市町村と広報誌や自治体への回覧板、戸別訪問等により各種活動を実施してきました。
- ◆ ご意見のとおり、維持管理は適切な放流水質を確保する上で必須の業務であり、今後も市町村と連携し、しっかりと啓発活動に取り組んでまいります。

(意見)

- ・市町村窓口に浄化槽担当専門職を配置し、適正な維持管理の指導ができる組織を確立することが必要

- ◆ 平成20年度から浄化槽相談員の研修を開始し、専門職員の養成に努めたところであり、今後も継続して取り組んでいくこととします。

(意見)

- ・浄化槽の管理に関して、公共関与によるシステムを構築し、適正なる維持管理が実施されるように取り組みを願う。

- ◆ 保守点検や水質検査については、府・市町村が連携し適切に実施されるよう、今後も啓発活動を行っていきます。(再掲)
- ◆ また、市町村設置型を積極的に推進するなど、行政支援のあり方についても検討していくこととします。(再掲)

(意見)

- ・浄化槽を設置する際に、施工業者から維持管理の説明が十分されていない。施工業者は維持管理についての技量がない。

- ◆ 施工業者の方へは、平成21年度に浄化槽の販売・設置に際して、設置者の方へ適正な維持管理を行っていただく必要があることを説明いただくよう要請を行ったところです。
- ◆ 維持管理（保守点検、清掃）については、施工業者とは別（維持管理もできる施工業者もあります。）に専門業者が行うこととなります。
- ◆ 維持管理については、知事登録を受けた保守点検業者、また、市町村長の許可を受けた清掃業者にご相談下さい。

(意見)

- ・浄化槽の水質検査が必要とは聞いていない。

- ◆ 水質検査は浄化槽が確実に機能し、河川などの公共用水域に処理された水が流れ込むことを確認するための極めて重要な検査です。
- ◆ 浄化槽の使用開始後3～8ヶ月の間に受ける「設置後等の水質検査」とその後、1年に1回受ける「定期検査」がそれぞれ浄化槽法第7条と第11条で義務づけられておりますので、必ず受検していただく必要があります。
- ◆ 平成18年度以降、市町村と連携し、広報誌や自治会への回覧板、戸別訪問等による啓発活動を実施しており、今後も継続して取り組んでいきます。(再掲)

●下水道供用開始後3年以内の下水道接続義務の見直し

(意見)

- ・合併浄化槽を設置している場合、下水道管が整備されても使用料が高いため、下水につながないという考えの人がいる。
- ・下水道に接続する工事費が嵩むのと水道料金が高くなるので浄化槽は残していきたい。
- ・下水工事が終わってから3年以内に下水に接続しろと言われても、各家庭には様々な事情があり、行政の考え方が全て住民に通じるものではない。
- ・合併浄化槽は恒久施設なのに、下水道接続義務のある現行制度は見直すべき
- ・個人で合併処理浄化槽を設置した住民は早くから投資して、府や市町村の環境整備計画を自ら実践しているのに、他の集合処理が整備されたからといって、これに接続させるのはおかしい。
- ・浄化槽は個人の持ち物であり、下水道につなぐかどうかの判断は個人がメリット・デメリットを考えきめるべきであり、個人に任せるべき。
- ・下水道では道路まで宅内配管を接続する必要があるが、浄化槽は管の延長も短くなる。
下水道計画区域内の浄化槽設置は可能か。

- ◆ 下水道には、「生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の公的役割」と「生活環境の改善の一つとしてのトイレの水洗化等の私的役割」という基本的性格があり、国、地方公共団体、使用者等の適正な費用負担のもと整備を実施する必要があります。(再掲)
- ◆ 水洗化総合計画は下水道や集落排水等の集合処理と浄化槽による個別処理について、ライフサイクルコスト（建設費と維持管理費の合計）が最小となるように整備区域を選定しようとするものです。(再掲)
- ◆ 公共用水域の水質保全とともに整備したストックの効果を早期に発現する上からも、供用開始後、速やかに下水道に接続していただくことが大切と考えており、ご理解・ご協力下さい。
- ◆ そのためには、下水道の整備予定時期等を、事前に住民に周知し、理解を得ることが重要であり、啓発活動も含めて取り組んでいくこととします。
- ◆ なお、下水道事業計画区域内においても浄化槽の設置は可能ですが、下水道が整備された場合には速やかに下水道に接続いただくこととなります。(下水道整備が7年以上見込まれない地域では補助対象となります。)

●下水道整備の推進

(意見)

- ・コスト意識も大切だと思うが、安心・安全で平等な府民の暮らしと水環境保全を考えるべき。
- ・下水道整備が10年、20年先になるところは、緊急的に浄化槽の整備もいいと思うが、安心という点では下水道整備の方が望ましいと思う。
- ・地域住民が本当に下水道や集落排水を望んでいるのか考えるべき。「財政」、「住民の意思」、「環境」、「事業」を同じウエイトで考え、結果として非水洗化もあり得る。

- ◆ 今回の水洗化総合計画見直しは、原則としてライフサイクルコスト（建設費と維持管理費の合計）が最小となる、効率的な整備手法を選定することとしておりますが、市町村の財政・経営状況や水質環境改善効果、整備スピードなども総合的に勘案して整備手法を選定しているところです。（再掲）
- ◆ 今後とも持続的に下水道事業を維持していくことが重要であり、下水道経営、地球温暖化対策、循環型社会の形成、施設耐震化の促進等の防災上の観点など、多角的な観点からその都度見直していくことも必要と考えています。(追記)

(意見)

- ・クイックプロジェクトを活用してはどうか。

- ◆ クイックプロジェクトの活用等による、早期の効果発現策を検討していくこととします。(追記)

●下水汚泥等の資源の有効利用の推進

(意見)

- ・下水汚泥の資源化・省エネ対策を積極的に進めることは、金額的な効果が大きいと思うが、現場作業員の声を聞くなど具体的にしなければ府内全域には広がらない。

- ◆ 汚泥に限定せず、再資源化、省エネ対策について、引き続き多角的に検討していくこととします。

(意見)

- ・コンポストの取り組みはとても良いこと。現在、コンポスト肥料を使用しているが、非常に栄養がある野菜ができる。今後も積極的にコンポストの取り組みを推進願いたい。
- ・微生物により家庭雑排水をきれいにし、肥料化され農地に還元されるため、農家から喜ばれている。循環型社会・カーボンニュートラルな社会を推進すべき。

- ◆ ご意見のとおり、循環型社会の構築を目指して「活用・再生」を推進していくこととします。

● PFI事業に際して地元業者の育成に配慮

(意見)

- ・PFIは効率的で行政事務を軽減するが、大企業が儲かるだけという側面もある。浄化槽工事や維持管理は地元業者の育成や地元経済の活性化に大いに寄与している。
- ・PFIは大手企業が参入すれば、普段の細かく地域を支えている地元企業にとって参入しやすい状況はない。地元業者の育成・雇用など地域事情を考慮願いたい。

- ◆ 個別処理を進めるに際しても水質検査の受検率が低いことや個人負担が大きいことなどの課題があり、それらの課題を解決するための一つの手法として、PFIも効果的ではないかと考えています。
- ◆ 今後、全国における取り組み事例なども参考に検討していくこととします。

●適正な検査の実施

(意見)

- ・水質検査の判断基準がまちまちではないか。
- ・水質検査の職員の説明があやふやでいい加減であり、もっと適切な対応を望む。

- ◆ 検査基準については、法定検査ガイドラインに基づき、必要な項目を確認していくこととしております。
- ◆ 検査基準については、府、市町村、検査機関との合同会議を通して統一を図るよう取り組んできております。

●その他

(意見)

- ・浄化槽の普及に伴う環境等へのメリットを打ち出していただきたい。

- ◆ 浄化槽からの放流水による環境への影響を確認し、問題がないことを検証しています。
- ◆ なお、計画の中では、浄化槽を設置した場合の負荷（汚れ）の削減量を検討しています。

(意見)

- ・負担軽減のため、設置後10年以上経過した浄化槽プロワは、エコポイント、エコカー減税のように、省エネタイプへの転換など地球温暖化防止の新たな取り組みを期待。

- ◆ 環境省から市町村に対して行う補助制度において、省エネタイプの浄化槽設置については、モデル事業として国庫補助率が上乗せ（1/3→1/2）されています。
- ◆ このメリットも活かしながら整備を推進していくこととします。

(意見)

- ・当面浄化槽区域は、現実的に下水道への接続替えは可能か。費用面や限られた時間の中で法手続や地元調整を含め、迅速な対応が可能なのか疑問に感じた。

- ◆ 今回の水洗化総合計画見直しは、ライフサイクルコスト（建設費と維持管理費の合計）が最小となることを原則とするが、市町村の財政・経営状況や水質環境改善効果、整備スピードなども考慮して計画を策定しているところです。（再掲）
- ◆ 「当面浄化槽区域」は、ライフサイクルコストでは集合処理が有利となるが、市町村の財政状況を勘案した場合、相当の期間、集合処理の事業に着手することが困難と予想されることから、個別処理も含めて対応することとしたものであり、希望する者に対して速やかに水洗化を行うことが可能となる計画としておりますので、浄化槽の設置状況も踏まえ、必要な見直しを行うこととなります。

(意見)

- ・浄化槽の市町村設置型と個人設置型で年間費用の差がなぜ生じるのか。使用料金で維持管理経費が賄えていないのは妥当か。

- ◆ 下水道事業等の経費（建設費及び維持管理費）は、「生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の公的役割」と「生活環境の改善の一つとしてのトイレの水洗化等の私的役割」という下水道の基本的性格に対応して、国、地方公共団体、使用者等の適正な費用負担が必要で

す。（再掲）

- ◆ また、下水道事業は、起債の償還期間と施設の耐用年数に差があること等により、事業の性格上、構造的に資金不足が生じる場合があります。（再掲）
- ◆ そのため、公費と私費の適切な費用負担区分を行うとともに、短期的な視点ではなく、耐用年数を考慮して長期的な視点での収支見通しを作成していくことが必要です。（再掲）
- ◆ 中小市町村においては供用開始後、あまり年数を経ていない地方公共団体も多く、経営的に安定していない面（普及率や接続率が低いなど）もあるが、人口規模が小さくなるに従って、相対的に支出（汚水処理原価）が大きくなる傾向にある一方、収入（下水道使用料単価）は相対的に小さくなる傾向があります。（再掲）
- ◆ これらの点を考慮しながら、地方公共団体は長期的な収支見通しに基づき、使用料単価等を設定し、下水道施設の維持等を行っています。（再掲）
- ◆ 現在、浄化槽の市町村設置型事業は、個別処理が集合処理よりも経済的に有利であり、かつ水質保全上重要な地域において行っているものであり、下水道とほぼ同等の考え方に基づき、使用料を徴収しています。
- ◆ 一方、個人設置型の浄化槽は、建設費については、一時的に個人に比較的大きな負担を強いることから、国、地方公共団体で補助（国は地方公共団体に対して補助）を行うが、維持管理費については、受益者負担の原則に基づき、支払いいただいている。（一部の市町村では補助制度もあり。）（再掲）

（意見）

- ・地域によっては水洗化未整備の所もあり、災害時等は衛生的にも問題が発生することとなることから、市町村設置型浄化槽を整備すべき。

- ◆ 市町村設置型の浄化槽を推進していくこととします。（再掲）

（意見）

- ・市町村設置型浄化槽の推進とあるが、浄化槽の料金が固定化されている場合が多く、下水道のように使用量による従量制にすることはできないか。

- ◆ 浄化槽（市町村設置型）等の使用料は、市町村ごとに決められており、人槽ごとに決めている市町村と下水道料金に準じて従量制としている市町村もあります。

(意見)

- ・下水道等の水洗化整備は、水質汚濁の防止など国土全体の環境保全に寄与する。その必要性をもっと国民に理解を求めた上で事業推進を強化する必要がある。

- ◆ 市町村と連携し、啓発活動を行う中で、事業を推進していきたいと考えております。

(追記)